

# 公聴会傍聴要領

公聴会とは

都市計画法第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案作成のため、公開の場で住民意見陳述の機会を設けるものです。

なお、意見陳述ができるのは、事前に公述の申し出を行い、認められた方のみです。

したがって、傍聴者の方におかれましては、下記の事項について、ご協力をお願いします。

## 1. 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会を傍聴するに当たっては、議長の指示のもと、会の円滑な運営にご協力をお願いします。
- (2) 傍聴者が上記及び下記に違反し、注意を促しても、ご協力頂けない場合には、退場していただく場合があります。

## 2. 会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会を傍聴するに当たっては次の事項を守って下さい。

- (1) 会開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎたてる等、会の進行を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事務局の許可を得ること。

その他公聴会の秩序を乱し、会の進行の支障となる行為をしないこと。

### **3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のご協力について**

- (1) 発熱、のどの痛み、咳、鼻水などの症状のある方は参加をご遠慮ください
- (2) 説明会会場でのマスク着用の考え方について、沖縄県対処方針に基づき基本的に個人の判断となります。

### **4. 公聴会の運営**

公聴会は沖縄県都市計画公聴会規則（昭和 47 年 5 月 15 日規則第 99 号）に基づき実施されます。